

# 居宅介護支援サービス 重要事項説明書

サービス提供の開始にあたり、当事業者があなたに説明すべき事項は次のとおりです。

## 1 サービスの目的

居宅介護支援サービスは、介護保険制度を利用される方を対象に、住み慣れた自宅で自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の心身の状態に応じ、又、利用者・家族の希望に沿った居宅サービス計画（ケアプラン）を作成し、サービス事業者等との連絡調整その他の便宜の提供を行います。

## 2 サービスの担当者

利用者のご相談に応じる担当者は、下記の介護支援専門員が担当いたしますので、ご不明な点などありましたら、何でもお気軽にご相談ください。

担当者	廣田 憲昭 ・ 古賀 久世
電話番号	0964-53-2120
FAX 番号	0964-53-2121

## 3 済生会みすみ病院 居宅介護支援センターみすみの概要

### (1) 居宅介護支援事業所の指定状況及びサービス提供地域

事業所	済生会みすみ病院 居宅介護支援センターみすみ
所在地	熊本県宇城市三角町波多775番地1
介護保険指定番号	4371300783
通常のサービス提供地域	宇城市・上天草市

\* 上記の地域以外の方でもご希望の方はご相談ください。

### (2) 介護支援専門員等の体制

当事業所では、利用者に対して指定居宅介護支援サービスを提供する職員として以下の職種の職員を配置しています。

職種	常勤	主な職務内容
管理者・介護支援専門員（兼務）	1名	ケアマネジメント業務の企画総括・実施
介護支援専門員	1名	ケアマネジメント業務

### (3) 営業日及び営業時間

営業日	月曜日 ～ 金曜日
営業時間	午前8:30 ～ 午後5:00
休日	土曜日・日曜日。国民の祝日に関する法律に規定する休日及び年末年始（12月29日～1月3日まで）

#### 4 居宅介護支援の利用申し込みから介護サービス提供までの主な流れ

- (1) 利用者から在宅介護支援サービスの利用申し込み
- (2) 利用者の自宅を訪問し、利用者の心身の状態や置かれている環境等を調査し、可能な限り自宅で自立した日常生活が営むことができるよう、解決すべき課題を把握・分析します。
- (3) 利用者及び家族が、どのような介護サービスをどの頻度でご利用されたいか、希望をお伺いします。
- (4) 上記(2)の解決すべき課題や(3)のご希望を考慮し、また主治医やサービス事業者と協議して、利用者に適した介護サービスの利用計画である居宅サービス計画を作成します。
- (5) 居宅サービス計画に基づき、介護サービスが計画的に提供されます。
- (6) 介護サービス提供後も、継続的に利用者の心身の状態や介護サービスの実施状況を把握し、必要に応じて居宅サービス計画の変更を行います。
- (7) 利用者が居宅サービス計画の変更を希望した場合、又は事業者が居宅サービス計画の変更が必要と判断した場合は、事業者と利用者双方の合意に基づき、居宅サービス計画を変更します。

#### 5 介護サービスを受けるにあたっての重要事項

- (1) 利用者にお渡しした居宅サービス計画と異なる事業者からサービスを受けた場合やサービス内容を変更した場合には、必ず担当の介護支援専門員にご連絡下さい。ご連絡がないと、契約者に一旦費用の全額を立て替えて頂く場合があります。
- (2) 被保険者証を紛失した場合や要介護状態区分の変更があった場合など、現在お持ちの被保険者証の記載内容に変更があったときには、必ず担当の介護支援専門員にご連絡下さい。
- (3) 入院時には担当ケアマネジャーの氏名等を入院先医療機関にお伝え下さい。
- (4) 利用者、家族は居宅サービス計画に位置付ける居宅サービス事業所について、複数の事業所の紹介を求めることができます。また当該事業所をケアプランに位置付けた理由を求めることもできます。
- (5) 直近6ヵ月の作成したケアプランについて①訪問介護、通所介護、福祉用具貸与の各サービスの割合。②訪問介護、通所介護、福祉用具貸与それぞれにおいて、同じ事業所によって提供されたサービスの割合は下記①②のとおりである。

①前 6 か月間に作成したケアプランにおける、訪問介護、通所介護及び地域密着型通所介護、福祉用具貸与の各サービスの利用割合。

- ・訪問介護：41.9%
- ・通所介護及び地域密着型通所介護：40.0%
- ・福祉用具貸与：77.2%

②前 6 か月間に作成したケアプランにおける、訪問介護、通所介護及び地域密着型通所介護、福祉用具貸与の各サービスごとの、同一事業所によって提供されたものの割合。

(2023.9.1～2024.2.29)

訪問介護	訪問介護 松風会 50.8%	豊洋園 ヘルパーセンター 16.4%	ニチイケアセンター 大矢野 14.2%
通所介護及び地域密着型通所介護	デイサービス センター春風 57.0%	デイサービスセンター じいちゃん家 17.2%	豊洋園デイサービス センター 12.5%
福祉用具貸与	ひまわり 26.3%	ケアパーク熊本南店 21.1%	天草介護 18.6%

## 6 居宅サービス計画の作成以外に提供できるサービスの内容

当事業所では、サービス計画の作成以外に、利用者のご依頼に基づき、次のサービスを提供することができますので、お気軽にご相談ください。

- (1) 利用者のご依頼に基づき、市町村の窓口にて、要介護認定の申請（新規・変更・更新）を代行します。ただし、代行にあたっては手続き上、利用者の介護被保険者証をお預かりすることになります。
- (2) 利用者のご依頼に基づき、市町村の窓口へ居宅サービス計画作成依頼書を利用者の代わりにお届けします。
- (3) 利用者が自宅において日常生活を営むことが困難となったと認める場合又は利用者が介護保険施設への入院又は入所を希望する場合には、介護保険施設への紹介その他の便宜の提供を行います。
- (4) その他、介護保険制度に関するご相談に応じます。

## 7 サービス利用料金

要介護認定を受けられた方は、介護保険制度から全額給付されるので自己負担はありません。

介護保険適用の場合でも、保険料の滞納等により、事業者が介護保険からサービス利用料金に相当する給付を受領することができない場合は、下記のサービス利用料金の全額を一旦お支払い下さい。

要介護及び加算	金額
要介護 1・要介護 2	10,860 円
要介護 3・要介護 4・要介護 5	14,110 円
初回加算	3,000 円
通院時情報連携加算	500 円
入院時情報連携加算（Ⅰ）	2,500 円
入院時情報連携加算（Ⅱ）	2,000 円
居宅支援緊急時カンファレンス加算	2,000 円
退院・退所加算	4,500～9,000 円
ターミナルケアマネジメント加算	4,000 円

## 8 事故発生時の対応

- (1) 事業者は、利用者に対する居宅介護支援の提供により事故が発生した場合には速やかに市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。
- (2) 利用者に対する居宅介護支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合には速やかに損害賠償を行います。

## 9 事業所における個人情報の利用目的について（秘密の保持）

事業所では、利用者の尊厳を守り、安全に配慮したサービス提供のために、お預かりしている個人情報についての利用目的を以下の通り定めます。

### (1) 介護サービスの提供に必要な利用目的

(事業所内部での利用目的)

- 事業所が利用者などに提供する介護サービス
- 介護保険事務
- 介護サービスの利用者に関わる事業所の管理運営業務のうち
  - ・開始中止の管理
  - ・会計、経理
  - ・事故などの報告
  - ・当該利用者の介護、医療サービスの向上
  - ・その他当該施設の管理運営業務に関する利用

### (2) 他の事業所などへの情報提供を伴う利用目的

- 事業所が利用者等に提供する介護サービスのうち
  - ・利用者に居宅サービスを提供する他の居宅サービス事業者や居宅介護

支援事業所などとの連携（サービス担当者会議等）、照会依頼への回答。

- ・利用者の診療などにあたり、外部の医師などの意見や助言を求める場合
- ・検体検査業務委託およびその他の業務委託
- ・家族などへの心身の状況説明

●介護保険業務のうち

- ・保険業務の委託
- ・審査支払機関へのレセプトの提出
- ・審査支払機関または保険者からの照会依頼への回答

●損害賠償保険などに関わる保険会社などへの相談または届出など

（上記以外の利用目的）

（１）事業所内部での利用に関わる利用目的

●事業所の管理運営業務の内から

- ・医療、介護サービスや業務の維持、改善のための基礎資料
- ・事業所において行われる学生の実習への協力
- ・事業所において行われる事例研究

（２）他の事業所などへの情報提供に関わる利用目的

●事業所の管理運営業務のうちから

- ・外部審査機関への情報提供

## 10 防災および災害発生時の対応などについて

（１）利用者および利用者の後見人または利用者の家族は事業所に対して、居住する地域の洪水・土砂・浸水など危険想定区域に関する情報を提供します。

災害発生時の被害想定区域：土砂・洪水 津波 高潮 その他

（２）利用者および利用者の後見人または利用者の家族は事業所に対して、防災及び災害発生時の避難場所・方法についての情報を提供します。

避難場所：自治体などが指定する避難所（施設名：)

安全な親戚や知人の家（氏宅）

安全なホテル・旅館（ホテル・旅館）

屋内安全確保

\* 屋内安全確保とは以下の3つの条件を確認し自宅に居ても大丈夫かを確認してください。

(check1) 自宅が家屋倒壊等氾濫危険区域に入っていない

(check2) 浸水深よりも居室が高い位置にある

(check3) 水が引くまで我慢ができ、水・食料などの備えが十分に

ある

\*家屋倒壊等氾濫危険区域および水が引く時間などはハザードマップに記載がない場合があるので自治体にお問い合わせください。

(3) 事業所は、利用者およびスタッフの安全を最優先に、防災・災害発生時の対応指針に基づき対応します。

○土砂災害に関する情報・避難情報など警戒レベル3（高齢者等避難）以上が発令された場合、利用者・スタッフの安全確保の観点から営業を中止・中断することがあります。

○訪問中などの業務中に、警戒レベル4（避難指示）以上などが発令された場合や、浸水など危険が予測される場合は、業務を中止し利用者・スタッフの安全を確保するための対応を行います。

○利用者の避難所などへの避難（移動）については、原則ご家族・キーパーソンの責任において行ってください（緊急時の場合を除く）。

○当院は救急指定病院であるため災害時の避難所としての指定は受けておりません。避難所など安全な場所へのご移動をお願い致します。

(4) 防災および災害発生時の対応については緊急連絡先（ご家族など）へ連絡します。

#### 【緊急連絡先】

緊急時連絡先①（家族等）	氏名（続柄）	( )
	住所	
	電話番号	
緊急時連絡先②（家族等）	氏名（続柄）	( )
	住所	
	電話番号	

\*日中連絡が取れる電話番号（携帯電話・スマホ・勤務先など）を記載してください

#### 1.1 虐待防止について

事業所は、利用者の人権の擁護・虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し研修を実施する等の措置を講ずるよう努めます。

#### 1.2 ハラスメント対策

(1) 事業所は職場におけるハラスメント防止に取り組み、職員が働きやすい環境づくりを目指します。

(2) 利用者が事業所の職員に対して行う、暴言・暴力・嫌がらせ・誹謗中傷等の迷惑行為、セクシャルハラスメントなどの行為を禁止します。

### 1.3 業務継続計画について

業務継続計画（BCP）の策定等にあたって、感染症や災害が発生した場合でも、利用者が継続して指定居宅介護支援の提供を受けられるよう、業務継続計画を策定するとともに、その計画に従い必要な研修及び訓練を実施するものとする。

### 1.4 相談窓口・苦情対応

サービスに関する相談や苦情については、次の窓口で対応いたします。

当事業所の相談窓口	所在地	熊本県宇城市三角町波多775番地1
	電話番号	0964-53-2120
	FAX番号	0964-53-2121
	受付窓口	(担当者) 廣田 憲昭
	受付時間	午前9時～午後5時
宇城市健康福祉部 高齢介護課	所在地	熊本県宇城市松橋町大野85番地
	電話番号	0964-32-1111
	FAX番号	0964-32-0110
	受付時間	午前8時30分～午後5時15分
上天草市健康福祉部 高齢者ふれあい課	所在地	熊本県上天草市松島町合津3538番地3
	電話番号	0969-56-1111
	FAX番号	0969-56-0747
	受付時間	午前8時30分～午後5時15分
熊本県国民健康保険 団体連合会	所在地	熊本県熊本市健軍2丁目10号
	電話番号	096-214-1101
	FAX番号	096-214-1105
	受付時間	午前8時30分～午後5時15分

説明日：                      年                      月                      日

説明を受けた人： 本人   家族・その他（続柄など                      ）

署名： \_\_\_\_\_

説明をした人： 済生会みすみ病院 居宅介護支援センターみすみ

氏名： \_\_\_\_\_

附 則

2013年10月	初版
2014年4月	改定
2015年4月	改定
2018年4月	改定
2019年4月	改定
2020年10月	改定
2021年1月	改定
2021年4月	改定
2021年9月	改定
2022年4月	改定
2024年4月	改定